

証券コード：9213
2026年3月11日
(電子提供措置の開始日2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目27番11号
株式会社セイファート
代表取締役社長 長谷川 高 志

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討の上、2026年3月26日（木曜日）営業終了時（午後6時30分）までに到着するよう議決権行使書面をご返送頂くか、後記「議決権行使についてのご案内」をご高覧の上、議決権を行使して頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号 渋東シネタワー13階
AP渋谷道玄坂 会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第36期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 剰余金の処分の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書面を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社Webサイトに「第36期定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として掲載しておりますので、以下の当社Webサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願いします。

当社Webサイト <https://www.seyfert.co.jp/>



(上記の当社Webサイトにアクセス頂き、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択してご確認ください。)
また、電子提供措置事項は、上記Webサイトのほか、東京証券取引所(東証)のWebサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所Webサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証Webサイトにアクセス頂き、「銘柄名(会社名)」に「セイファート」又は「コード」に当社証券コード「9213」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記当社Webサイト及び東証Webサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使頂くことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年3月27日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月26日(木曜日) 午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日(木曜日) 午後6時30分行使分まで

- ①株主様以外の方による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ②株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせて頂きます。

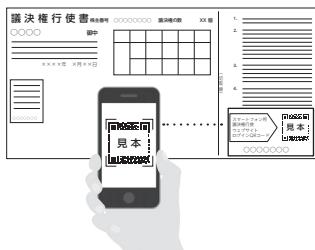
※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使Webサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使Webサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



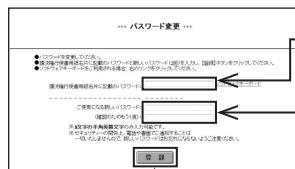
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、大阪・関西万博の開催やインバウンド需要、個人消費等により景気は緩やかな回復基調を維持している一方で、継続する物価高騰、為替変動や米国の政策動向に伴う影響による海外景気の下振れリスク等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する美容業界におきましては、美容サービスへの個人消費は底堅く推移している一方で、新規開業の増加による競争激化、コスト上昇や倒産件数の増加傾向等の影響から美容室の経営環境は厳しくなっており、引き続き注視が必要な状況が続くと見込まれます。

このような経営環境のもと、当社グループはサロンサポート事業を通じて、美容業界に向けた「広告求人サービス」による美容室経営企業の課題解決、「紹介・派遣サービス」による優秀な美容師人材の提供、「教育（その他）サービス」による教育機会の提供等により、美容業界の活性化を促進するための取組みを継続しております。

当連結会計年度における「広告求人サービス」、「紹介・派遣サービス」、及び「教育（その他）サービス」の状況は、以下のとおりであります。

「広告求人サービス」 - 美容業界向けWebメディア等の広告を中心としたサービス

同サービスは、美容業界に特化した求人情報サイト「re-request/QJ navi」（転職美容師向け）、「re-request/QJ navi 新卒」（新卒美容学生向け）、合同会社説明会「re-request/QJ 就職フェア」、及び美容室プロモーションメディア「beauqet」等の商品から構成されております。

「新卒採用商品」は、前連結会計年度から発行回数を減らした美容学生向け就職情報誌「re-request/QJ FOR ROOKIES」が低調に推移したものの、大規模な「re-request/QJ 就職フェア」を全国各地で開催したこと、及び「re-request/QJ navi 新卒」も掲載件数が増加したこと等により、両商品の売上高は前連結会計年度を上回り、堅調に推移いたしました。

美容室プロモーションメディア「beauqet」と「タブレット・レンタル」はクロスセルに伴い、タブレットを活用した広告配信による収益を積上げたものの、前連結会計年度に受託した大型プロモーション案件が当連結会計年度は結果として受託できず、案件数、及び案件単価が前年を下回り、低調に推移いたしました。一方で、中期的には案件数、及び案件単価ともに成長基調であります。

中途採用（転職）市場における「re-request/QJ navi」は、SEO対策や新たなMAツールの導

入等の応募件数増加施策を継続したものの、応募件数は当期目標を下回りました。一方で、掲載件数は通期で注力した販促キャンペーンの影響により前連結会計年度比96.6%まで回復、当下半年期では前年同期実績を超過しております。なお、比較的掲載単価が高い既存掲載件数が減少していること等により、売上高は低調に推移いたしました。

その結果、「広告求人サービス」は、売上高1,272百万円（前連結会計年度比15.2%減）、売上総利益831百万円（前連結会計年度比15.9%減）となりました。

「紹介・派遣サービス」 - 美容師と美容室経営企業をOne to Oneで繋ぎ、働く場を提供するサービス

同サービスは、美容師に特化した人材紹介「re-request/QJ agent」、人材派遣「re-request/QJ casting」、及びヘアメイク手配「re-request/QJヘアメイク」等の商品から構成されております。

「re-request/QJ agent」は、人材紹介とWeb採用プロモーションのセット販売が前連結会計年度から横ばいで推移したものの、通常紹介での最終的な成約数、及び成約単価が前連結会計年度を上回ったこと等により、好調に推移いたしました。

「re-request/QJヘアメイク」は、美容家電メーカーやスポーツブランド等からの高単価な案件を獲得できたこと等により、好調に推移いたしました。

「re-request/QJ casting」は、美容師の働き方の多様化により、美容室経営企業へ派遣した美容師数、及び派遣日数が減少いたしました。また、退職給付費用を含む派遣美容師の件費が上昇したこと等により売上総利益率が低下し、低調に推移いたしました。

その結果、「紹介・派遣サービス」は、売上高331百万円（前連結会計年度比6.1%減）、売上総利益115百万円（前連結会計年度比8.0%減）となりました。

「教育（その他）サービス」 - 美容師や美容学生向けの産学協同による実践型教育を中心としたサービス

同サービスは、美容業界向け教育プログラム「資格証明」（美容学校向け）、英国をはじめ各国で導入されている教育機関「City & Guilds」における「海外研修」、関係会社であるSEYFERT International USA, Inc.の美容室運営等により構成されております。

「海外研修」は、英国の教育機関「City & Guilds」との関係性を活かし、前連結会計年度から開始した英国からの来日研修の回数が増加したこと、及び実施単価が大幅に向上したことにより、好調に推移いたしました。

「資格証明」は、産学協同に資する本プログラムの導入美容学校数、賛同美容室経営企業数、及び認定試験官（エグザミネー）数が安定的に増加したこと等により、好調に推移いたしました。

SEYFERT International USA, Inc.については、米国カリフォルニア州にて運営する美容室2店舗において、稼働美容師数の増加に伴う顧客数の増加、及び顧客単価が向上したことによ

り好調に推移いたしました。

その結果、「教育（その他）サービス」は、売上高323百万円（前連結会計年度比17.0%増）、売上総利益147百万円（前連結会計年度比19.2%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高1,928百万円（前連結会計年度比9.5%減）、営業損失113百万円（前連結会計年度は営業利益21百万円）、経常損失109百万円（前連結会計年度は経常利益28百万円）となりました。さらに法人税等合計70百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は180百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益20百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は38百万円であります。その主な内容はソフトウェアへの投資30百万円であります。ソフトウェアのうち「広告求人サービス」の広告求人サイト改修が25百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び取引金融機関7行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び	1,600百万円
貸出コミットメントの総額	
借入実行残高	－百万円
差引額	1,600百万円

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 33 期 (2022年12月期)	第 34 期 (2023年12月期)	第 35 期 (2024年12月期)	第 36 期 当連結会計年度 (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	2,241,984	2,166,905	2,130,602	1,928,222
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	218,819	174,451	28,328	△109,768
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) (千円)	149,614	123,189	20,851	△180,527
1株当たり当期純利 益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	116.64	93.27	15.79	△136.68
総 資 産 (千円)	1,814,762	1,817,464	1,745,298	1,473,741
純 資 産 (千円)	1,037,873	1,109,245	1,082,170	852,381
1株当たり純資産額 (円)	785.79	839.83	819.33	645.37

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 33 期 (2022年12月期)	第 34 期 (2023年12月期)	第 35 期 (2024年12月期)	第 36 期 当事業年度 (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	2,106,550	2,013,736	1,942,520	1,734,548
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	203,627	156,545	29,972	△123,318
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (千円)	130,920	107,182	22,985	△190,028
1株当たり当期純利 益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	102.06	81.15	17.40	△143.88
総 資 産 (千円)	1,823,238	1,804,686	1,724,944	1,443,887
純 資 産 (千円)	1,054,255	1,105,996	1,073,391	834,403
1株当たり純資産額 (円)	798.19	837.37	812.68	631.76

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権率	主な事業内容
SEYFERT International USA, Inc. (米国)	USD 300,000	100%	米国カリフォルニア州において美容室2店舗を運営しており、主に日本人美容師による美容サービスの提供を行っております。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、インバウンド需要の回復等により国内景気の上向きが期待される一方、為替の影響等による物価上昇や海外景気の下振れリスクに関する不確実性が存在するものと考えております。

このような経営環境のもと、当社グループはサロンサポート事業を通じて、美容業界に向けた「広告求人サービス」による美容室経営企業の課題解決、「紹介・派遣サービス」による優秀な美容師人材の提供、「教育（その他）サービス」による教育機会の提供等を行うべく、以下の事項に注力してまいります。

① 営業部門の統合・強化

当社グループは、美容学生から始まり、美容師、美容室経営者と、美容師のライフステージに合わせて提供可能な多様な商品ラインナップを揃えている点を強みとしております。

当連結会計年度は、この強みを最大限に活かすべく、「広告求人サービス」、「紹介・派遣サービス」、「教育（その他）サービス」の各営業部門を統合することにより、美容室経営全般に対する総合的な提案力の向上を図り、コンサルティング型営業体制を強化してまいりました。

しかしながら、「紹介・派遣サービス」の「re-request/QJ agent」や「re-request/QJ ヘアメイク」、「教育（その他）サービス」の「資格証明」や「海外研修」等、好調に推移した商品がある一方、「広告求人サービス」、特に基幹商品である「re-request/QJ navi」については回

復途上にあります。

今後も、コンサルティング営業体制の強化を継続し、「re-request/QJ navi」の立て直しを図るとともに、好調な商品をさらに伸ばし、利益の増大を図ってまいります。

② デジタルマーケティング戦略の推進

当連結会計年度は、各営業部門に分散していたマーケティング機能を集約し、デジタルマーケティング体制を強化することで、ユーザーである美容師・美容学生に対する提供価値の最大化を追求してまいりました。

しかしながら、「re-request/QJ navi」は新たなマーケティングオートメーションツールの導入や、SEO対策等のデジタルマーケティング施策、広告効果の改善施策等を行ったものの、計画どおりの成果には至りませんでした。

今後も、デジタルマーケティング戦略を推進するとともに、ユーザーにフォーカスした商品開発やマーケティング施策の改善・実行、ユーザーサポートの充実等に注力し、各サービスの登録者数・応募者数の増加を図り、美容室経営企業の反響効果の向上を図ってまいります。

③ ガバナンスの確立とコンプライアンスの遵守

当社グループは、内部統制体制を健全に機能させることが、企業価値の持続的な向上に資すると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性を維持するための内部統制システムの健全な運用と法令遵守を推進しております。

また、法令遵守に留まらず、社会的要請に応えることができる企業グループであるべく、不正・違反を見逃すことなく、報告、是正、改善及び再発防止ができるコンプライアンス体制を確立しております。

ガバナンスの確立とコンプライアンスの遵守を通じて、経済情勢や社会情勢をはじめとする経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、企業体質の強化に努めてまいります。

5. 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

区 分	主 な 商 品	主 な 商 品 の 概 要
広 告 求 人 サ ー ビ ス	re-request/QJ navi	美容師の中途採用に特化した求人情報サイトの運営
	re-request/QJ navi 新卒	美容学生の新卒採用に特化した求人情報サイトの運営
	re-request/QJ 就職フェア	美容学生向けの合同会社説明会の実施
	b e a u q e t	美容室プロモーションメディアの運営
	タブレット・レンタル	端末レンタル、及び広告配信サービス等の提供
紹 介 ・ 派 遣 サ ー ビ ス	re-request/QJ agent	美容業界に特化した人材紹介サービスの提供
	re-request/QJ casting	美容業界に特化した人材派遣サービスの提供
	re-request/QJ ヘアメイク	ヘアメイクアーティスト手配サービスの提供
教 育 (そ の 他) サ ー ビ ス	資 格 証 明	英国教育機関「City & Guilds」に認証された美容業界向け教育プログラムの提供
	美容室運営(米国)	当社子会社 SEYFERT International USA, Inc.による2店舗の美容室運営

6. 主要な拠点等 (2025年12月31日現在)

① 当社

本 社：東京都渋谷区渋谷3丁目27番11号 祐真ビル2階

東海ブランチ：愛知県名古屋市中区錦1丁目13番26号 名古屋伏見スクエアビル2階

関西ブランチ：大阪府大阪市西区立売堀1丁目2番12号 本町平成ビル8階

② 重要な子会社

SEYFERT International USA, Inc. (米国)：2543-D Pacific Coast Hwy Torrance CA 90505

7. 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
133名(7)	3名増	39.1歳	10年9ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、当社グループの正社員及び契約社員の人員数であり、使用人兼務取締役及び派遣美容師の人員数は含んでおりません。
2. 臨時従業員数(人材派遣会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人数を()内に外数で記載しております。
3. 当社グループはサロンサポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
122名(7)	2名増	38.3歳	10年10ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、当社の正社員及び契約社員の人員数であり、使用人兼務取締役及び派遣美容師の人員数は含んでおりません。
2. 臨時従業員数(人材派遣会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人数を()内に外数で記載しております。
3. 当社はサロンサポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

8. 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、2021年8月27日付にて株式会社商工組合中央金庫をアレンジャーとしてコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は、以下のとおりであります。

設定した資金調達枠	1,200,000千円
借入実行残高	－
差引額	1,200,000千円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況

1. 会社の株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,320,800株
- (3) 株主数 857名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ビューティープロスペリティー	308,000株	23.3%
株 式 会 社 ア ー ム	192,800株	14.5%
株 式 会 社 ビ ュ ー テ ィ ガ レ ー ジ	121,000株	9.1%
長 谷 川 美 栄	45,000株	3.4%
中 川 義 一	36,600株	2.7%
株式会社フルキャストホールディングス	30,000株	2.2%
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	25,900株	1.9%
山 田 実	25,000株	1.8%
株式会社ライフイン24 group	21,100株	1.5%
平 野 岳 史	20,000株	1.5%

(注) 持株比率は自己株式 (42株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 第6回新株予約権

(2016年3月29日開催の定時株主総会決議に基づく2016年4月27日開催の取締役会決議によるもの)

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	割当日	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	100個	普通株式 10,000株	2016年 4月30日	2018年5月1日から 2026年3月31日まで	1株につき 1,000円	2名
計	100個	普通株式 10,000株				2名

② 第7回新株予約権

(2017年3月28日開催の定時株主総会決議に基づく2017年8月15日開催の取締役会決議によるもの)

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	割当日	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	15個	普通株式 1,500株	2017年 9月15日	2019年9月16日から 2027年8月15日まで	1株につき 1,100円	2名
計	15個	普通株式 1,500株				2名

(注) 新株予約権の行使の条件及び当社の新株予約権の取得に関する事項は、以下のとおりであります。

1. 新株予約権者は権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、及び従業員の地位を有していなければならない。
ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
4. 新株予約権の行使条件を満たすことができなくなった新株予約権者の新株予約権は、当社が無償で取得することができる。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	就任日
長谷川 高 志	代表取締役社長	株式会社ビューティープロスペリティー 代表取締役 コンプライアンス担当取締役	2025年3月28日
藤 本 宏 志	専務取締役	経営管理本部管掌	2025年3月28日
鹿 島 修 司	取 締 役	事業企画本部本部長兼総務人事部管掌 学校法人産業能率大学経営学部非常勤講師	2025年3月28日
村 瀬 慶 祐	取 締 役	営業本部管掌	2025年3月28日
柳 堀 泰 志	取 締 役	柳堀公認会計士事務所所長 株式会社R Jパートナーズ代表取締役 税理士法人Ignis Partners代表社員 株式会社ハブ社外監査役 株式会社コラントッテ社外取締役 GLC GROUP株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社日本テクノ開発 社外取締役（監査等委員）	2025年3月28日
高 木 貴美子	常 勤 監 査 役	－	2025年3月28日
荻 野 忠 彦	監 査 役	アイピー法律会計事務所公認会計士・税理士 エムレボ・ジャパン株式会社代表取締役 晴連監査法人代表社員 株式会社アイパス代表取締役 公益財団法人東京都道路整備保全公社資金運用 アドバイザー委員	2025年3月28日
江 木 晋	監 査 役	角家・江木法律事務所弁護士 日揮商事株式会社社外取締役 ギグワークス株式会社社外取締役（監査等委員）	2025年3月28日

- （注）1. 取締役柳堀泰志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査・会計・税務及び経営コンサルティングの経験や知見を有しております。
2. 監査役荻野忠彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査・会計・税務及び経営コンサルティングの経験や知見を有しております。
3. 監査役江木晋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏は弁護士の資格を有しており、法律全般に関する経験や知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要等

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役の長谷川高志、藤本宏志、鹿島修司、村瀬慶祐、柳堀泰志及び監査役の高木貴美子、荻野忠彦、江木晋と会社法第430条の2第1項に規定される補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を当社が補償することとしております。なお、職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合には補償を行わないこととしており、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定される役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結しており、保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被る損害賠償金及び争訟費用等を補填するものであります。ただし、被保険者の法令違反や私的利益の供与等に起因する損害等については補填対象外とする免責事由を定めており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	支 給 人 数	支 払 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	49,090 (4,500)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,200 (7,200)
計	9名	64,290

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2004年7月30日開催の当社第13期定時株主総会にて年額300,000千円以内として決議を頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年7月30日開催の当社第13期定時株主総会にて年額100,000千円以内として決議を頂いております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。
4. 取締役会は、代表取締役社長兼コンプライアンス担当取締役長谷川高志に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

取締役の柳堀泰志氏は、柳堀公認会計士事務所 所長、株式会社R Jパートナーズ 代表取締役、税理士法人Ignis Partners 代表社員、株式会社ハブ 社外監査役、株式会社コラントッテ 社外取締役、GLC GROUP株式会社 社外取締役（監査等委員）、株式会社日本テクノ開発 社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役の荻野忠彦氏は、アイピー法律会計事務所 公認会計士・税理士、エムレボ・ジャパン株式会社 代表取締役、晴連監査法人 代表社員、株式会社アイパス 代表取締役、公益財団法人東京都道路整備保全公社資金運用アドバイザー委員を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役の江木晋氏は、角家・江木法律事務所 弁護士、日揮商事株式会社 社外取締役、ギグワークス株式会社 社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要

取締役の柳堀泰志氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と財務及び会計の専門知識、並びに開示資料や金融商品取引法に関する深い知識と指導力を有しており、取締役会では適宜、決定事項及び報告事項の審議等に有益な発言を積極的に行っております。

当事業年度に開催された取締役会19回のうち、2025年3月28日の就任以降に開催された14回の全てに出席しております。

監査役の荻野忠彦氏は、公認会計士及び税理士として、企業再編やIPO支援業務等に従事し、金融商品取引法、法人税法等の専門知識、及び内部統制等の知識にも精通しており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会18回の全てに出席しております。

監査役の江木晋氏は、弁護士として、会社組織再編、M&A、株主総会指導等に従事し、会社法、金融商品取引法等の様々な法令等に精通しており、リスク管理、及びコンプライアンスの遵守、是正対応等について、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会18回の全てに出席しております。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社は、会計監査人である東陽監査法人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人（以下、「当社及び子会社の役職員」という）の職務執行が、法令及び定款に適合する事を確保するため、「グループ credo」、「セーフティコンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」を制定し、これを遵守いたします。
 - b. 当社は、コンプライアンス担当取締役をコンプライアンス担当責任者として任命するものとし、当該コンプライアンス担当責任者は、当社及び子会社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものいたします。
 - c. 当社は、コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス担当責任者が主体となってコンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行います。
 - d. 「取締役会規程」、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、これを遵守いたします。
 - e. 総務人事部は、当社及び子会社の役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、コンプライアンス遵守に関する研修を実施いたします。
 - f. 監査役は「監査役監査規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを監査しております。
 - g. 当社及び子会社の役職員に対する職務執行の適切性を確保するため、内部監査室を配置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役会及び監査役と情報交換を行い、内部監査の質の向上を図っております。
 - h. 当社は、社内外に内部通報窓口を設け、当社及び子会社の役職員に周知運営・対応するものとし、問題行為について情報を迅速に把握し、その対処に努めております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 取締役会議事録、稟議書、その他重要な会議記録等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。
 - b. 保存期間は、文書・情報の種類及び重要性に応じて社内規程に定められた期間とします。
 - c. 文書管理は総務人事部で行い、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれら文書を閲覧に供します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、当社及び子会社におけるリスクを洗い出し、各組織において、リスク低減及び未然防止を図るとともに、リスク・コンプライアンス推進委員会においてリスクのモニタリングを行い、当該リスクの内容を代表取締役社長に報告する体制を整えております。
 - b. 当社は「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」、「情報システム管理規程」を制定し、当社及び子会社の役職員はこれを遵守しております。また、定期的にリスク管理に関する教育を実施し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、対応手順に則り速やかに対応いたします。
 - c. 取締役及び執行役員は、重要会議等において報告される各会社の活動状況及び財務状況を把握し、当社及び子会社の損失に影響を与える重要事実の早期発見に努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 定時取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時で取締役会を開催できるものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
 - b. 取締役会の承認のもと、事業部報告会議を設置し、各部門責任者は業務執行状況を報告しております。
 - c. 取締役会の意思決定に資するため、取締役会に執行役員をオブザーバーとして同席させ、執行役員は、取締役会付議事項の事前検討内容及び取締役会における業務執行状況報告に関する補足等を行います。
 - d. 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに則り業務を分担しております。

- e. 当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項を明確にするとともに、当該決議事項については資料を準備し、十分な検討ができる体制の構築に努めております。
 - f. 当社は、中期経営計画及び年度予算計画を策定し、各組織において目的達成のための施策を実行するとともに、これらに基づいた業績管理を行い、取締役へ業績の進捗状況を報告する体制を整備しております。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 「グループ credo」及び「関係会社管理規程」をグループ間で共有し、企業グループ価値の向上と業務の適正の確保を図っております。
 - b. 内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般の効率化、不正の未然防止及び事故の速やかな発見を可能とする体制を確保しております。
 - c. グループ会社に取締役を派遣し、グループ全体のリスクの抑止を図る体制を確保しております。
 - d. 子会社の重要な意思決定事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会に報告のうえ承認を得るものとしております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当該要請に応じて適切な人員を確保いたします。
 - b. 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役からの指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役から事前の同意を得るものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査役は「監査役会規程」及び監査計画に基づき、取締役会及び重要会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとします。
 - b. 内部監査室は、監査計画及び内部監査結果について、監査役に定期的に報告いたします。
 - c. 取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況等について報告を求められた場合、会

社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合には、直ちに取締役会へ報告いたします。

- d. 取締役及び使用人は、内部通報の状況、内部統制システムの整備及び運用状況等について、定期的に監査役へ報告いたします。

- ⑧ 監査役の職務について生じる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 内部監査室は、「内部監査規程」及び「監査役監査規程」に基づき、内部監査の立案及び実施にあたっては、監査役と緊密な連携を保つとともに、定期的な報告を行うものとします。
- b. 監査役は株主総会提出資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告するものとします。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 各種社内規程の整備及び運用に対する内部監査室の評価及び報告体制の構築並びに監査役との連携強化により、財務報告の信頼性を確保するものとしております。
- b. 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備及び有効性の更なる向上を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行の適正に対する取組み

当社は、社内規程に基づき、原則月1回の定時取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社グループの業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行が行われるよう、取締役会とは別に各部門の部門長が出席する事業部報告会議を開催しております。当該会議において、各部門から経営上及び実務上の重要な情

報を正確かつ迅速に収集、伝達する体制を整備し、十分な議論を行うとともに、意思決定の迅速化を図っております。

② 監査役の監査体制の強化

監査役は、取締役会への出席及びその他の重要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、報告を受けております。また、稟議書等の業務執行に係る重要文書の閲覧、取締役、会計監査人、内部監査室及び各部門等との情報交換を通じて、より健全な経営体制と効果的な運用を図るための助言を行うとともに、監査の実効性を確保しております。

③ コンプライアンスに対する取組み

当社は、企業の社会的責任を果たすべく、法令遵守の周知徹底及びコンプライアンス体制の推進を目的として、役職員に対し定期的にコンプライアンス通信の発信を行うとともに、定期的な教育研修を行っております。また、通報者の保護を徹底した内部通報制度により、違反行為等の早期発見に努めております。

④ 内部統制全般に対する取組み

当社は、業務の適正を確保するため、適宜社内規程の見直しを行っております。また、内部監査による当社及び当社子会社の業務監査を通して、内部統制全般の整備及び運用状況等を監査し、改善に努めております。内部監査の監査結果は代表取締役社長に報告された後、取締役会へ報告される体制を整備しており、リスクの管理体制の維持・向上を図っております。

⑤ 子会社経営管理

当社は、子会社の自主性を尊重し、子会社の創意工夫を促すとともに、自己責任の原則を徹底させることを基本としておりますが、「関係会社管理規程」で定める会社経営の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得るものとしております。また、当社内部監査室の業務監査を通じて、業務の効率化及び不正の未然防止等を図っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元について、重要な経営課題のひとつとして認識し、将来の成長のための投資及び事業展開の状況、経営成績、財務状況等を総合的に考慮し、安定的且つ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,150,442	流 動 負 債	434,024
現金及び預金	963,625	買 掛 金	48,302
売 掛 金	83,610	リ ー ス 債 務	3,190
棚 卸 資 産	8,365	未 払 法 人 税 等	1,553
そ の 他	95,476	契 約 負 債	230,410
貸 倒 引 当 金	△635	賞 与 引 当 金	22,417
		そ の 他	128,150
固 定 資 産	323,299	固 定 負 債	187,335
有 形 固 定 資 産	41,211	リ ー ス 債 務	10,167
建 物 及 び 構 築 物	25,982	退 職 給 付 に 係 る 負 債	173,721
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	129	そ の 他	3,446
工 具 、 器 具 及 び 備 品	15,099	負 債 合 計	621,359
無 形 固 定 資 産	168,115	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	166,186	株 主 資 本	839,314
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	840	資 本 金	266,796
そ の 他	1,088	資 本 剰 余 金	216,796
投 資 そ の 他 の 資 産	113,972	利 益 剰 余 金	355,760
投 資 有 価 証 券	18,252	自 己 株 式	△38
長 期 貸 付 金	9,090	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	13,066
そ の 他	131,612	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	182
貸 倒 引 当 金	△44,982	為 替 換 算 調 整 勘 定	12,884
資 産 合 計	1,473,741	純 資 産 合 計	852,381
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,473,741

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,928,222
売上原価		833,675
売上総利益		1,094,546
販売費及び一般管理費		1,207,724
営業損		113,177
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,156	
助成金収入	3,300	
受取賃貸料	1,437	
債務勘定整理益	1,601	
その他	400	9,895
営業外費用		
支払利息	3,539	
為替差損	753	
シンジケートローン手数料	2,113	
その他	79	6,486
経常損失		109,768
税金等調整前当期純損失		109,768
法人税、住民税及び事業税	3,532	
法人税等調整額	67,226	70,758
当期純損失		180,527
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純損失		180,527

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	266,796	216,796	585,157	-	1,068,749
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△48,869		△48,869
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△180,527		△180,527
自 己 株 式 の 取 得				△38	△38
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△229,396	△38	△229,435
当 期 末 残 高	266,796	216,796	355,760	△38	839,314

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	234	13,185	13,420	1,082,170
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△48,869
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				△180,527
自 己 株 式 の 取 得				△38
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△51	△301	△353	△353
当 期 変 動 額 合 計	△51	△301	△353	△229,788
当 期 末 残 高	182	12,884	13,066	852,381

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

SEYFERT International USA, Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

a. 商品・貯蔵品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算出）

b. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算出）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8年～18年
機械装置及び運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	4年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける、主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

(広告求人サービス)

Web求人サイトでは、主に顧客の求人広告を掲載するサービスを行っております。本サービスでは一定期間にわたって広告の掲載等を行うことにより履行義務を充足するものであり、一定期間にわたり収益を認識しております。

就職フェア等については、イベントの開催やブース設営等の財又はサービスを顧客に移転することを履行義務としており、イベント終了時に当該履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(紹介・派遣サービス)

美容師人材派遣は、派遣契約に基づき労働力の提供により履行義務が充足されるものと判断しており、派遣期間における派遣実績に応じて収益を認識しております。

美容師人材紹介は、顧客が求める人材を紹介し、紹介した人材が入社することで履行義務が充足されるものと判断しており、紹介した人材の入社時点で収益を認識しております。

(教育(その他)サービス)

子会社であるSEYFERT International USA, Inc.では美容室運営を行っており、美容施術を提供しております。本サービスについては、顧客からの注文に基づき美容施術を行い、施術完了により履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額 ー千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループの収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産の回収可能性が認められないと判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

② 主要な仮定

将来の課税所得の生じる時期及び金額は、販売単価及び販売数量等の仮定を含め、経営者が承認した中期経営計画に基づいて見積っております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合は、それに伴い将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲の変動により繰延税金資産の金額も変動し、その結果、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	4,065千円
仕掛品	3,008千円
貯蔵品	1,290千円
計	8,365千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 105,864千円

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約、及び取引金融機関7行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	1,600,000千円
借入実行残高	ー千円
差引額	1,600,000千円

4. 財務制限条項

借入金（2021年8月27日締結のコミットメントライン）については、以下の財務制限条項が付されております。

① 各連結会計年度の末日において単体の貸借対照表に記載される純資産の部の金額をマイナスとしないこと。

② 各連結会計年度の末日において単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

借入金残高 ー千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,320,800		—		—	1,320,800

2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 46,400株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42,265	32	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年8月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,604	5	2025年6月30日	2025年9月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年3月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 9,245千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 7円
- ④ 基準日 2025年12月31日
- ⑤ 効力発生日 2026年3月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、広告求人サービス、紹介・派遣サービス並びに教育（その他）サービスを行うための投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な運転資金についても銀行借入により調達しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。長期貸付金については、貸付先の信用リスクに晒されております。これらの信用リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金を調達したものであり、返済期日は決算日後、最長で1年以内であります。

また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらの金銭債務については、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照ください）。

また、「現金」は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	839	839	－
長期貸付金	9,090		
貸倒引当金	△9,090		
	－	－	－
資産計	839	839	－
リース債務(※)	13,357	12,417	△940
負債計	13,357	12,417	△940

(※)リース債務は、1年内支払予定のリース債務を含んでおります。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	2025年12月31日
非 上 場 株 式	17,412

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	1 0 年 超 (千円)
現 金 及 び 預 金	963,625	－	－	－
売 掛 金	83,610	－	－	－
合 計	1,047,235	－	－	－

(注3) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1 年 超 2年以内 (千円)	2 年 超 3年以内 (千円)	3 年 超 4年以内 (千円)	4 年 超 5年以内 (千円)	5 年 超 (千円)
リ ー ス 債 務	3,190	3,281	3,278	2,523	1,083	－
合 計	3,190	3,281	3,278	2,523	1,083	－

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	839	—	—	839
資産計	839	—	—	839

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	12,417	—	12,417
負債計	—	12,417	—	12,417

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	サービス別			合計
	広告求人	紹介・派遣	教育(その他)	
一時点で移転される財又はサービス	514,575	110,967	224,583	850,126
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	758,323	220,513	99,260	1,078,096
顧客との契約から生じる収益	1,272,898	331,480	323,843	1,928,222
外部顧客への売上高	1,272,898	331,480	323,843	1,928,222

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	101,472	83,610
契約負債	260,563	230,410

契約負債は、サービス提供に対する前受金に関するものであり、収益の認識に伴って取り崩されるものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において230,410千円であります。当該履行義務については、概ね1年以内に収益として認識することを見込んでおります。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	645円37銭
1株当たり当期純損失	136円68銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,052,216	流動負債	425,515
現金及び預金	872,709	買掛金	47,559
売掛金	83,610	リース債務	3,190
棚卸資産	4,598	未払金	49,116
前渡金	8,316	未払法人税等	1,367
前払費用	16,890	契約負債	230,121
立替金	6,750	未払費用	42,599
未収入金	58,455	未払消費税等	26,840
その他	1,520	賞与引当金	22,417
貸倒引当金	△635	その他	2,302
固定資産	391,671	固定負債	183,969
有形固定資産	28,182	リース債務	10,167
建物	13,543	退職給付引当金	173,721
車輜運搬具	75	その他	80
工具、器具及び備品	14,562	負債合計	609,484
無形固定資産	168,052	(純資産の部)	
ソフトウェア	166,186	株主資本	834,220
ソフトウェア仮勘定	840	資本金	266,796
その他	1,026	資本剰余金	216,796
投資その他の資産	195,436	資本準備金	216,796
投資有価証券	18,252	利益剰余金	350,667
関係会社株式	83,072	利益準備金	12,600
出資金	250	その他利益剰余金	338,067
破産更生債権等	16,899	繰越利益剰余金	338,067
長期貸付金	9,090	自己株式	△38
長期前払費用	243	評価・換算差額等	182
その他	112,610	その他有価証券評価差額金	182
貸倒引当金	△44,982	純資産合計	834,403
資産合計	1,443,887	負債・純資産合計	1,443,887

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,734,548
売上原価	702,515
売上総利益	1,032,033
販売費及び一般管理費	1,160,256
営業損	128,223
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,013
助成金収入	3,300
債務勘定整理益	1,601
業務受託料	4,017
その他	400
営業外費用	
支払利息	3,539
為替差損	761
シンジケートローン手数料	2,113
その他	13
経常損	123,318
税引前当期純損失	123,318
法人税、住民税及び事業税	1,280
法人税等調整額	65,429
当期純損失	190,028

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 余 剰		利 益 余 剰 金					
		資 本 準 備 金	資 本 余 剰 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 余 剰 金 繰 越 利 益 余 剰 金	利 益 余 剰 金 合 計			
当 期 首 残 高	266,796	216,796	216,796	12,600	576,964	589,564	-	1,073,157	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△48,869	△48,869		△48,869	
当 期 純 損 失					△190,028	△190,028		△190,028	
自 己 株 式 の 取 得							△38	△38	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△238,897	△238,897	△38	△238,936	
当 期 末 残 高	266,796	216,796	216,796	12,600	338,067	350,667	△38	834,220	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	234	1,073,391
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△48,869
当 期 純 損 失		△190,028
自 己 株 式 の 取 得		△38
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△51	△51
当 期 変 動 額 合 計	△51	△238,988
当 期 末 残 高	182	834,403

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

① 商品・貯蔵品

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算出)

② 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算出)

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～18年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける、主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

(広告求人サービス)

Web求人サイトでは、主に顧客の求人広告を掲載するサービスを行っております。本サービスでは一定期間にわたって広告の掲載等を行うことにより履行義務を充足するものであり、一定期間にわたり収益を認識しております。

就職フェア等については、イベントの開催やブース設営等の財又はサービスを顧客に移転することを履行義務としており、イベント終了時に当該履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(紹介・派遣サービス)

美容師人材派遣は、派遣契約に基づき労働力の提供により履行義務が充足されるものと判断しており、派遣期間における派遣実績に応じて収益を認識しております。

美容師人材紹介は、顧客が求める人材を紹介し、紹介した人材が入社することで履行義務が充足されるものと判断しており、紹介した人材の入社時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

当社の繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した当社の繰延税金資産の金額 一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に注記している事項と同一であるため記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	298千円
仕掛品	3,008千円
貯蔵品	1,290千円
計	4,598千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 85,096千円

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約、及び取引金融機関7行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	1,600,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,600,000千円

4. 財務制限条項

借入金(2021年8月27日締結のコミットメントライン)については、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日において貸借対照表に記載される純資産の部の金額をマイナスとしないこと。
- ② 各事業年度の末日において損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。
借入金残高 ー千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
営業取引以外の取引高	4,017千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	42株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	54,722千円
賞与引当金	6,859 //
貸倒引当金	14,364 //
資産除去債務	3,991 //
繰越欠損金	35,710 //
その他	3,214 //
繰延税金資産小計	118,861千円
評価性引当額	△118,861千円
繰延税金資産合計	ー千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△80千円
繰延税金負債合計	△80千円
繰延税金資産の純額	△80千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	SEYFERT International USA, Inc.	所有 直接100%	管理業務受託	業務の受託 (注)	4,017	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務の受託料については、契約条件に基づき、協議のうえで決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	631円76銭
1株当たり当期純損失	143円88銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社セイファート
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員	公認会計士 平井 肇
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 吉野直志
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セイファートの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セイファート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社セイファート
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 平井 肇

業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉野直志

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セイファートの2025年1月1日から2025年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等とWEB経由のリモート手段も用いて意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社セイファート 監査役会
常勤監査役 高木 貴美子 ㊞
社外監査役 荻野 忠彦 ㊞
社外監査役 江木 晋 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案

剰余金の処分の件

当社は、美容室及び美容師の地位向上を支援し、美容業界の発展に資する事業の目的達成を図るため、当社の経営基盤を強固なものにすべく内部留保を確保すると同時に、業績の動向を踏まえつつ、株主の皆様への利益還元についても着実に実施していくことを基本的な方針としております。

この方針に基づき、期末における配当につきましては1株につき7円といたしたく存じます。これにより、中間配当金5円を加えた年間配当金は、1株当たり12円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき7円

配当総額 9,245,306円

(3) 剰余金の配当がその効力を生じる日

2026年3月30日

定時株主総会会場ご案内図

会場

A P 渋谷道玄坂 会議室

東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号 渋東シネタワー13階

交通

1. 「JR線（山手線・埼京線・湘南新宿ライン）」をご利用の場合
渋谷駅下車（ハチ公改札口より徒歩約5分）
2. 「東急東横線・田園都市線・東京メトロ各線」をご利用の場合
渋谷駅下車（A1出口直結）
3. 「京王井の頭線」をご利用の場合
渋谷駅下車（井の頭線西口より徒歩約1分）



駐車場のご用意はございません。公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※ お土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

※ 会場内でのカメラやスマートフォン・携帯電話等による撮影・録音は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

SEYFERT

株式会社セイファート
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷三丁目27番11号 祐真ビル2階
TEL : 03-5464-1495 (総務人事部)
URL : <https://www.seyfert.co.jp/>